



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方または受取を拒否した方）

② **令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等**
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）であって
■令和5年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

■支給にあたっては**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。必ず下記の支給手続きをご確認ください。

3. 給付金の支給手続き

①の方 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給対象者

- ▶給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。
- ▶令和5年6月下旬に対象者へ通知を郵送しております。（給付を拒否する場合や、振込先を変更する場合は届出が必要です）

②の方（例、**収入が急変した方**）

- ▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**八峰町役場福祉保健課の窓口**に直接、または**郵送**でご提出ください。
- ▶給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

■**こども家庭庁コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）**

☎0120-400-903

詳しい申請方法は、八峰町役場福祉保健課Tel76-4608「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

**電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内**
受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から11月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金の対象者には、**別途通知が届きます**。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

八峰町では、令和5年8月8日から振り込みを始めます（8が付く日/毎月）。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

令和5年1月～11月の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（家計急変世帯）

八峰町（福祉保健課）から通知書が届きます。
※一部申請が必要な場合があります

申請が必要です
申請期間：令和5年7月3日（月）～令和5年12月8日（金）

給付金の支給手続き

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 令和5年7月中旬頃に対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた通知書が届きます。
- 記載事項に誤りがないことを確認してください。**
- 給付を拒否する場合や、振込先を変更する場合は届出が必要です。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に住まいの市区町村の窓口、直接または郵送でご提出ください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに住まいの市区町村の窓口、直接または郵送でご提出ください。

※この給付金は、差押禁止等および非課税の対象

お問い合わせ

八峰町役場 福祉保健課 保険年金福祉係
「電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金」担当窓口
☎0185-76-4608
受付時間 平日8:30～17:15